



新見市選管告示第 5 号

新見市長選挙に係る選挙時登録の被登録資格の決定基準日及び登録日
を定めることについて

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第2項の規定に基づき、令和6年
11月17日執行の新見市長選挙における選挙人名簿の登録について、被登録資格の決
定の基準となる日及び登録を行う日を次のとおり定める。

令和6年4月8日

新見市選挙管理委員会
委員長 小村 幸 男



- 1 被登録資格の決定の基準となる日
令和6年11月9日
ただし、年齢については、選挙期日をもって算定する。
- 2 登録を行う日
令和6年11月9日